

平成26年度

香南市健全化判断比率及び
資金不足比率意見書

香南市監査委員

27 香南監委発第 18 号

平成 27 年 8 月 20 日

香南市長 清藤 真司 様

香南市監査委員 北村 秀夫

香南市監査委員 長崎 清

香南市監査委員 山本 孝志

平成 26 年度香南市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 26 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を実施したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

目 次

平成 26 年度香南市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

	頁
第 1 審査の概要	1
1 審査の対象	1
2 審査の期間	1
3 審査の方法	1
第 2 審査の結果	1
1 健全化判断比率の状況	1
(1) 実質赤字比率	1
(2) 連結実質赤字比率	2
(3) 実質公債費比率	2
(4) 将来負担比率	2
2 資金不足比率の状況	2
3 意見	3

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成26年度決算に基づく健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 平成26年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成27年8月3日から平成27年8月11日まで

3 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率が、関係法令等に準拠して算定されているか、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて審査をした。

第2 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率は、その算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき、いずれも適正に算定されているものと認められた。

審査結果の詳細は、次のとおりである。

1 健全化判断比率の状況

当年度の健全化判断比率の状況は、第1表のとおりである。

(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合である。当年度は、実質赤字額は生じておらず、算定結果は負の値となるため比率は表されていない。

(2) 連結実質赤字比率

一般会計及び特別会計の全会計を対象とした実質赤字額及び資金不足額の標準財政規模に対する割合である。当年度は、実質赤字額及び資金不足額は生じておらず、算定結果は負の値となるため比率は表されていない。

(3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合の3か年間の平均であり、平成18年度から地方債の発行が許可制から協議制に移行したことに伴い、地方債の許可制限に係る指標として規定されていたものが、算出方法の一部が改正され健全化判断比率のひとつとして位置付けられた。当年度の比率は12.0%で、早期健全化基準の25.0%を下回っており、地方債の発行に際し許可が必要な18.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合である。当年度の比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っており、算定結果は負の値となるため比率は表されておらず、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

第1表 健全化判断比率の状況

(単位：%)

区 分	平成26年度	早期健全化基準	財政再生基準
(1)実質赤字比率	—	13.12	20.00
(2)連結実質赤字比率	—	18.12	30.00
(3)実質公債費比率	12.0	25.0	35.0
(4)将来負担比率	—	350.0	

2 資金不足比率の状況

当年度の資金不足比率の状況は、第2表のとおりである。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する割合で、当年度は、いずれの公営企業についても資金不足額は生じておらず、比率は表されていない。

第2表 資金不足比率の状況

(単位：%)

公営企業会計区分		平成26年度	経営健全化基準
法適用企業	水道事業会計	—	20.0
	工業用水道事業会計	—	
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	—	
	下水道事業特別会計	—	
	農業集落排水事業特別会計	—	
	漁業集落排水事業特別会計	—	
	工業団地造成事業特別会計	—	

3 意見

市長から審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員の説明を求め慎重に審査を行った結果、平成26年度の各比率は、いずれも早期健全化基準や経営健全化基準を下回っている。

実質公債費比率は、前年度に比べ0.6ポイント下回って12.0%となっており、地方債の発行に許可が必要な18.0%を下回っている。

将来負担比率は、地方債現在高等の将来負担額に対して、財政調整基金等の充当可能財源が上回っており、算定結果は負の値となるため比率は表されていない。平成19年度から同比率の算定が始まって以来、平成24年度に初めてマイナス値となり当年度も大幅に改善されている。

今後とも自主財源の確保を図るとともに、合理的な歳出削減を行うなど、より一層財政の健全性の維持・改善や適正な管理のため計画的に取組まれない。